

奈良県告示第二百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年十月十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 解除予定保安林の所在場所 吉野郡川上村大字伯母谷二八二の一四（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
 - 三 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を奈良県水循環・森林・景観環境部森林資源生産課及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。）